

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

租税訴訟以外のTAINS収録情報 ～税理士報酬請求と税理士損害賠償請求～



草間 典子^[足立]

はじめに

TAINSでは、租税に関する判決だけでなく、会社法や民法、税理士損害賠償請求などの判決も収録しています。

令和3年中には、税区分「その他」に35件の判決を収録しました。

今回は、この中から税理士に関する2件をご紹介します。

I. 税理士報酬請求／報酬支払に関する黙示の合意がされている場合

令2.3.10東京地裁
（一部認容）
Z999-0215

<事案の概要>

X税理士（原告）は、亡Bの配偶者Aの相続にかかる遺産分割協議や相続税の申告手続きに関する業務等を行いました。Aの二女及び三女から報酬の支払いがなされなかったため、二女ら（被告）を相手にその支払いを求めた事案です。

Aの相続人は、上記2名のほかに長女Cと亡D（Cの夫でAの養子）の子3名です。

二女らは、X税理士が相続税の申告を行うことについては大まかな了解をしていましたが、家を継ぐ長女Cのみが依頼者であったと主張し、裁判では委任契約の成否と報酬額について争われています。

この委任契約において、報酬の具体的な合意はありませんでしたが、X税理士から相続した額に従って報酬を負担していただくといった程度の簡単な説明はなされていました。

<東京地裁の判断>

①委任契約の成否

被告らは、税理士である原告がAの相続にかかる遺産分割協議に立ち会うことや遺産分割協議が成立したときに原告が相続税の申告を行うことについて大まかな了解をしていること、原告は、その後、Aの相続人らの遺産分割協議に数度立ち会い、その間、被告ら

に対して相続税の試算結果を示し、被告らを含むAの相続人ら全員につき、Aの相続にかかる相続税の申告をし、当該申告書には被告らの押印もされていること、原告は、被告らから各人の納付額に相当する金員を預かり、その納付手続を行っていることなどに照らすと、原告と被告らとの間において委任契約が締結されたことは明らかである。

②報酬請求の可否

被告らは、報酬支払に関する合意自体がされていないと主張する。しかしながら、原告は税理士であり、委任事務を処理して報酬を得ることを業とする者であること、本件委任契約はB家の顧問税理士業務としての一環であるとして別途の報酬は発生しないなどといった合意がされた様子もないことから、本件委任契約においては、被告らを含むAの相続人らにおいて相当額の報酬を支払うとの黙示の合意がされたものと解するのが相当である。

③報酬額

本件委任契約につき、旧報酬規定に依った場合にAの相続人全員に対して請求することのできる報酬は、相続税の申告にかかる397万5000円及び遺産分割協議の立会い日当にかかる45万円である。

もっとも、旧報酬規定は報酬の上限を規定したものであること、原告は長年B家の顧問税理士を務めており、Aの相続人らとしては、旧報酬規定を提示されていたとしても、その上限額を負担する意思を示したとは考え難いことなどからすると、相続税の申告につきAの相続人らが負担すべき報酬の総額は、旧報酬規定の約7割に相当する278万円とするのが相当である。

そして、Aの相続につき被告らが最終的に納めることとなった相続税額の相続税総額に対する割合は各18.3594695パーセントであることからすると、原告が被告ら各自に請求できる金額は、278万円のうちの上記割合に相当する51万円とするのを相当と認める。

また、遺産分割協議の立会い日当に

ついては、原告は、中立の立場で立会いをするとして、B家の存続のためとの考えのもと、その跡取りであるCに専ら与えていたことが明らかであることや、上記の納付すべき相続税の割合に照らし、被告ら各自に請求することができる金額は各5万円とするのが相当である。

以上のとおり、原告は、被告ら各自に対し、56万円を請求することができ、これに消費税を加算すると、その金額は60万4800円となる。

II. 税理士損害賠償請求／責任制限条項の有効性

令2.6.11横浜地裁
（一部認容・一部棄却、控訴）
Z999-0178

<事案の概要>

原告らは、被相続人Eの相続税の申告をY税理士法人（被告）に依頼していました。しかし、相続財産の土地のうち亡Eが特定同族会社の社屋として貸していた建物の敷地について租税特別措置法上の小規模宅地等の特例の適用の可否を検討しなかったため、原告らが本来納付すべき税額より過大な相続税額の納付を余儀なくされたことと主張して、Y税理士法人に対し、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案です。

横浜地裁は、本件土地について、特定同族会社事業用宅地等として、小規模宅地等の特例の適用による評価減を受けることができたこととしました。そしてY税理士法人には、契約上の注意義務違反、債務不履行があったと認められるとしています。

この裁判では、原告とY税理士法人との間で締結された契約書の責任制限条項（受任者の過失により委任者が損害を受けたときは、受任者は委任者より既に受けた本件相続に係る報酬の額を上限として損害を負担するものとし、委任者はその余の請求を放棄する）の有効性も争われています。横浜地裁は、この条項は消費者契約法10条

後段により無効と判断しています。

<横浜地裁の判断>

本件責任制限条項は、被告に対して、報酬の限度では責任を負担させるものとはいえるが、その性質は、事業者当たる税理士法人として、本来の業務である相続税の申告代理に関して税額等の調査・検討を求められる立場にある被告が、本件契約の締結時点で、小規模宅地の特例の適用について検討することもなく、その点に関する見解の相違やその適用の有無による税額の違いの有無・程度等、本件責任制限条項の存在に伴うリスクの有無・程度に関して何らの判断材料を提供することもなく、原告に生じた損害（本来納めるべき税額と負担額との差額等）の賠償を求める権利について、その多寡に関わりなく、被告が受領すべき報酬を返還することで消滅させる性質のものである。

このような性質に加え、被告の債務不履行により原告に生ずる損害の額と、被告が放棄する報酬の額との差額が多額に及ぶような場合にも、当該報酬の額を超える損害を被告のみに負担させることとなる点で、信義則に反し、消費者の利益を一方向的に害する内容を含むものといえることができる。

したがって、本件責任制限条項は、消費者契約法10条後段により無効となるから、原告らは、被告に対し、被告の債務不履行によって生じた損害の全部の賠償を求めることができる。

おわりに

令和3年には、今回ご紹介した判決のほかに税理士損害賠償請求の事案（事業承継等のコンサルティング業務等に係る報酬について争われたものTAINSコード：Z999-0176）も収録しています。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03-5496-1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

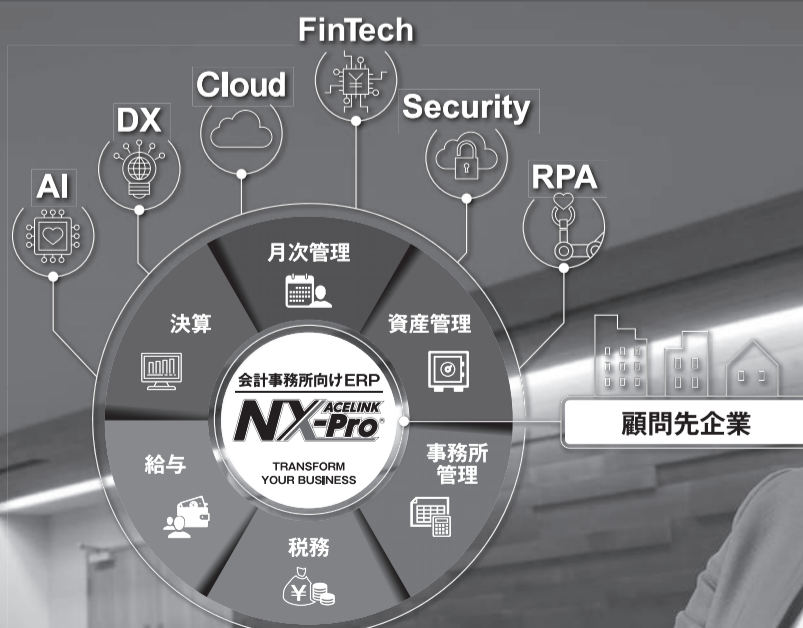
ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業との関係をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場（証券コード：9928）



MJS
イメージキャラクター
菊川 伶